別記様式第4号（第6条関係）

養護委託通知書

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　殿

椎葉村長

老人福祉法第11条第1項第3号の規定により、次のとおり養護を委託します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ケース番号 |  | | |  | | |
| 氏名 |  | | | | | 男・女 |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日（　　　歳） | | | | | |
| 居住地又は現在  地 |  | | | | | |
| 委託開始年月日 | | 年　　　月　　　日 | | | | |
| 委託費 | 事務費 | | 円 | | 4月については、 　　　　　　　　　　円  3月から11月については、　　　　　　円  12月については、　　　　　　　　　　円  をそれぞれ生活費に加算する。なお、特別の事情がある月については、相当額を加算又は減額する。 | |
| 生活費 | | 円 | |
| 費用徴収額　　　　　　　　円 | | | | |
| 養護者の状況 | | | | | | |
| （参考事項）  （留意事項）  1　受託者又は被措置者が相互の関係において損害を被った場合は、　　　　村長は、その賠償の責めを負わないこと。  2　村長が被措置者の養護について必要な指導をしたときは、養護受託者は、これに従わなければならないこと。  3　受託者は、深い理解と愛情をもって養護を行い、被措置者の福祉を増進するようにすること。  4　受託者は、食事について熱量及びたんぱく質、脂肪等の栄養素を十分に考慮するとともに、変化に富んだものとしなければならないこと。  5　受託者は、被措置者に労働を強制してはならないこと。  6　受託費は、毎月7日までに請求すること。  7　被措置者が疾病により診療等を必要とする場合は、村長に連絡すること。  8　受託者は、被措置者に関し特別の事情の変化が生じたときは、必要に応じて村長に届出をすること。 | | | | | | |